

事例番号：240068

原因分析報告書要約版

産科医療補償制度

原因分析委員会第四部会

1. 事例の概要

初産婦。妊娠中、収縮期血圧が126～150 mmHg、拡張期血圧が71～96 mmHgであったが、高値の場合は水銀式の血圧計で再測定が行われ、収縮期血圧が122～140 mmHg、拡張期血圧が58～86 mmHgであった。尿蛋白が、妊娠31週と33週が(+)、妊娠36週と37週が(2+)であった。妊娠38週2日、妊産婦は腹部の痛みを自覚したため、搬送元診療所を受診した。胎児心拍数が分娩監視装置で50～60拍/分台であり、超音波断層法で60拍/分台であった。医師は、緊急帝王切開と児の治療が必要と考え、当該分娩機関へ妊産婦を母体搬送した。当該分娩機関では、搬送元診療所からの連絡後、すぐに帝王切開の準備を開始した。妊産婦は、当該分娩機関へ到着した後、直接手術室へ移動となり、全身麻酔で帝王切開が開始され、到着16分後に児が娩出された。胎盤の剥離面から凝血塊の排出が認められ、常位胎盤早期剥離であったと診断された。出血量は、手術前が1800 mL、手術後が1250 mLであった。手術後3日、血圧が173/107 mmHgに上昇し、ニカルジピン塩酸塩の点滴が開始され、その後は、ニフェジピンが処方された。

児の在胎週数は38週2日、体重は2800 g台であった。アプガースコアは、1分後1点、5分後2点であった。出生後、直ちに蘇生が行われ、当

該分娩機関のNICUに入院となった。臍帯動脈血ガス分析は行われず、NICU入院後に行われた血液ガス分析値（静脈血）は、pH 6.52、BE -33.9 mmol/Lであった。生後2日目、頭部超音波断層法では、脳に出血の所見はみられず、脳血流も良好であったが、脳波検査では、ほぼ平坦な状態であった。生後30日目、頭部CTで、脳幹部、小脳を除いた部分が低吸収であった。

本事例は、診療所から病院に搬送された事例であり、搬送元診療所では、産婦人科専門医1名、助産師1名、看護師1名が関わった。当該分娩機関では、産婦人科専門医3名、産科医1名、小児科医1名、助産師2名が関わった。

2. 脳性麻痺発症の原因

本事例における脳性麻痺発症の原因は、常位胎盤早期剥離による重症の胎児低酸素・アシドーシスと考えられる。常位胎盤早期剥離が発生した時期は、妊産婦が自宅で腹部の痛みを自覚した前後であったと考えられる。常位胎盤早期剥離発症の関連因子として、分娩後に明らかとなった妊娠高血圧症候群が考えられる。ただし、妊娠高血圧症候群が常位胎盤早期剥離発症に関与した程度は不明である。

3. 臨床経過に関する医学的評価

搬送元診療所での妊娠中の管理は一般的である。

妊産婦が搬送元診療所を受診した際に、助産師がすぐに分娩監視装置を装着し、胎児心拍数を確認したこと、医師が超音波断層法を施行し、緊急帝王切開と児の治療が必要と考え、当該分娩機関に搬送を依頼したことは適確である。搬送元診療所で、帝王切開に備えてソルビトール加乳酸リンゲル液を

投与し、酸素投与を行ったことは一般的である。

当該分娩機関で、搬送元診療所からの連絡後、すぐに帝王切開の準備を開始したことは適確である。当該分娩機関に妊産婦が到着した後、直接手術室へ移動し、到着16分後に児を娩出させたことはきわめて迅速であり優れている。

新生児蘇生、その後の新生児の管理は一般的である。

4. 今後の産科医療向上のために検討すべき事項

1) 搬送元診療所および当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

(1) 搬送元診療所

ア. 炭酸水素ナトリウムの妊産婦への投与について

妊産婦へ炭酸水素ナトリウムの投与が行われたが、胎児蘇生を目的とした母体への投与の効果に関する根拠はないため、使用を控えることが望まれる。

イ. 胎児心拍数陣痛図の紙送り速度について

胎児心拍数陣痛図が1cm/分で記録されていた。1cm/分では、一過性徐脈の重症度や基線細変動の程度の判読が難しくなる。今後は3cm/分で記録することが望まれる。

(2) 当該分娩機関

ア. 胎盤の病理組織学検査について

児が重症仮死で出生した際は、その原因究明のため胎盤の病理組織学検査を行うことが勧められる。

イ. 臍帯動脈血ガス分析について

当該分娩機関では、「NICUですぐに児より採血、血液ガス分析が

行われ、その検査が治療には優先されるため」という理由で臍帯動脈血ガス分析が行われなかった。新生児管理の面では問題ないが、産科管理の面では、臍帯動脈血ガス分析を行うことによって、分娩前の胎児低酸素症の状態を推定することが可能となるので、児が仮死で出生した際は臍帯動脈血ガス分析を行うことが望まれる。

2) 搬送元診療所および当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

特になし。

3) わが国における産科医療について検討すべき事項

(1) 学会・職能団体に対して

常位胎盤早期剥離の原因は十分解明されておらず、そのため予知・予防に関しては十分な知見が集積されていない。今後、この分野での全国調査を行い、予知、予防等について検討することが望まれる。

(2) 国・地方自治体に対して

特になし。